

第 1 章

組織と定員管理

第1章 組織と定員管理

1 組織

(1) 組織の現状・変遷

豊島区の組織は、議決機関として区議会、執行機関として区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、補助機関として副区長、区長部局（8部）及び会計管理室で構成されています（図1-6参照）。

過去の大規模な組織改正（表1-1参照）を見ると、平成12年度には、福祉部と衛生部の統合、東京都からの清掃事業移管に伴う清掃環境部の設置、出張所の廃止、東西の区民事務所の設置が行われました。また、平成27年度には、新庁舎への移転に伴い、大規模な組織機構の再編を行いました。

令和2年度は、国際文化都市として文化事業を積極的に国内外へアピールするため、「国際アート・カルチャー都市推進室長」と東アジア文化都市関連事業を統合して「国際文化プロジェクト推進室長」を設置し、さらには、トキワ荘マンガミュージアムオープンに伴い、「トキワ荘マンガミュージアム館長」、「トキワ荘マンガミュージアム担当課長」を設置する等の組織改正を行いました。

表 1-1 主な組織改正の内容

平成12年度	◇部組織を「政策経営部(旧企画部)」「総務部」「区民部」「清掃環境部(旧リサイクル・清掃対策室)」「保健福祉部(旧福祉部・衛生部)」「子ども家庭部(旧児童女性部)」「都市整備部(旧都市整備部・建築部)」「土木部」に再編 ◇「12出張所」を廃止して「東部区民事務所・西部区民事務所」を設置
平成13年度	◇区立保育園4園廃止
平成14年度	◇「健康担当部長」を設置 ◇「長期計画担当課長」の新設 ◇保健所を統合(長崎保健所を廃止)して「長崎健康相談所」を設置
平成15年度	◇「商工担当部長」を設置 ◇「区有財産活用担当課長」「文化デザイン課」「観光復興担当課長」の新設 ◇「計画道路事業課」の廃止 ◇目標管理制度の導入
平成16年度	◇「商工部」を設置 ◇「文化担当部長」を設置 ◇「危機管理担当課長」「治安対策担当課長」の新設

平成 17 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇教育委員会事務局組織を「教育総務課（旧庶務課）」「学校運営課（旧学務課）」「教育改革推進課」「教育指導課（旧指導室）」「中央図書館」に再編 ◇教育委員会の「生涯学習課・スポーツ振興課」を廃止して、区民部に「学習・スポーツ課」を設置 ◇「文化施設課」の新設
平成 18 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇商工部と文化担当部長を統合して「文化商工部」を設置 ◇「施設管理担当部長」を設置 ◇「庁舎建設室」「医療制度改革担当課長」の新設 ◇組織目標におけるバランス・スコア・カードの導入
平成 19 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇「助役」を「副区長」に改め、「収入役」を廃止し「会計管理者」を設置 ◇「施設管理担当部長」を「施設管理部」に改組 ◇教育委員会事務局の次長制を廃止し、教育総務部を設置 ◇「施設計画課」の新設 ◇グループ制の導入
平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇図書館の区長部局への移行（補助執行） ◇「特命参事」の設置 ◇「高齢者医療年金課」の新設
平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇「特命参事」を廃止 ◇「清掃環境部」の組織再編 ◇「学校施設課」を新設し、「教育改革担当課長」を廃止
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇担当課長の新設（セーフコミュニティ・庁舎建築・がん対策・マンション担当） ◇「西部生活福祉課」の新設 ◇副参事（現庁舎周辺まちづくり担当）の新設
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇「建築住宅担当部長」の新設 ◇「教育センター」を課組織に変更 ◇「防災計画担当課長」の新設（9月～）
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇「新庁舎担当部長」の新設 ◇「シティプロモーション担当課長」の新設 ◇「自治協働推進担当課長」「がん対策担当課長」を廃止 ◇「都市整備部」の再編
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇特命政策担当部長、地域まちづくり担当部長、土木担当部長の新設 ◇現庁舎地活用担当課長、防災情報担当課長、総合窓口開設準備担当課長の新設 ◇防災計画担当課長を廃止 ◇「都市整備部」と「土木部」を統合し、「都市整備部」に再編 ◇スタッフ職担当課長制度の導入
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇「図書館担当部長」の廃止 ◇「総合相談担当課長」「現庁舎地建築担当課長」「自立促進担当課長」「福祉施策特命政策担当課長」「保育政策担当課長」「副参事（木密不燃化担当）」の新設
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇「特命政策担当部長」を廃止、選挙管理委員会事務局長及び監査委員事務局長の職級変更、「危機管理監」を新設（1月～） ◇「長期計画担当課長」「国際アート・カルチャー都市推進担当課長」「副参事（東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会派遣）」「収納推進担当課長」「地域包括ケア推進担当課長」「障害福祉サービス担当課長」「副都心再生担当課長」「副参事（調整担当）」の新設 ◇「防災情報担当課長」「福祉施策特命担当課長」「中央保健福祉センター」「副参事（木密不燃化担当）」「選挙管理委員会事務局次長」「監査委員事務局次長」「庁舎建築担当課長（7月～）」「総合窓口開設準備担当課長（7月～）」「区民部副参事（調整担当）（7月～）」の廃止 ◇防災危機管理組織、障害者福祉組織、保育園組織の再編

平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇「東京オリンピック・パラリンピック連携担当部長」「国際アート・カルチャー都市推進担当部長」の新設 ◇「新庁舎担当部長」「建築住宅担当部長」の廃止 ◇「女性にやさしいまちづくり担当課長」「東京オリンピック・パラリンピック連携担当課長」「アーカイブ担当課長」「新ホール整備担当課長」の新設 ◇「長期計画担当課長」「シティプロモーション推進室長」「副参事(東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会派遣)」「地域包括ケア推進担当課長」の廃止 ◇「東京オリンピック・パラリンピック連携担当部長」「東京オリンピック・パラリンピック連携担当課長」を文化商工部に移管(11月～)
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇「施設管理部」の廃止、総務部へ移管 ◇「公民連携推進担当課長」「多文化共生推進担当課長」「東アジア文化都市推進担当課長」「介護保険特命担当課長」「児童相談所設置準備担当課長」「放課後対策課」の新設 ◇「庁舎跡地活用課」の廃止 ◇「道路管理課」と「交通対策課」を統合し、「土木管理課」に再編 ◇「施設計画課」を「施設計画担当課長」に改組 ◇「アーカイブ担当課長」を「区史編さん担当課長」に名称変更 ◇「東アジア文化都市推進担当部長」の新設(8月～)
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇「国際アート・カルチャー都市推進部長」を「国際文化プロジェクト推進担当部長」に名称変更 ◇「国際アート・カルチャー都市推進担当課長」を政策経営部に移管 ◇「東京オリンピック・パラリンピック連携担当部長」の廃止 ◇「マンガ・アニメ活用担当課長」「公園計画特命担当課長」の新設 ◇「女性にやさしいまちづくり担当課長」を「「わたしらしく、暮らせるまち。」推進室長」に名称変更 ◇「新ホール整備担当課長」を「劇場運営担当課長」に名称変更 ◇「庁舎跡地活用担当課長」を「Hareza 池袋調整担当課長」に名称変更 ◇「子ども課」を「子ども若者課」に名称変更
平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇「建築担当部長」の新設 ◇「政策調整担当課長」「コンプライアンス担当課長」「施設整備特命担当課長」「プレミアム付商品券担当課長」「マンガの聖地としまミュージアム担当課長」「総合高齢社会対策推進室」の新設 ◇「庁舎運営課」を「財産運用課」に統合 ◇「公民連携担当課長」を「行政経営課」に統合 ◇「交通・基盤担当課長」を「地域交通担当課長」に名称変更 ◇「Hareza 池袋調整担当課長」を「Hareza 池袋総合技術担当課長」に名称変更(9月～)
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇「トキワ荘マンガミュージアム館長」の新設 ◇「国際文化プロジェクト推進室長」「SDGs未来都市調整担当課長」「保育支援担当課長」「教育施策推進担当課長」の新設 ◇「国際文化プロジェクト推進担当部長」の廃止 ◇「国際アート・カルチャー都市推進室長」「政策調整担当課長」「施設整備特命担当課長」「プレミアム付商品券担当課長」「東アジア文化都市推進担当課長」「劇場運営担当課長」「Hareza 池袋総合技術担当課長」の廃止 ◇「マンガの聖地としまミュージアム担当課長」を「トキワ荘マンガミュージアム担当課長」に名称変更 ◇「東京オリンピック・パラリンピック連携担当課長」を「東京オリンピック・パラリンピック担当課長」に名称変更 ◇「特別定額給付金担当課長」の新設(5月～) ◇「特別定額給付金担当課長」を「マイナンバーカード担当課長」に名称変更(10月～)

図 1-1 平成5年度組織図

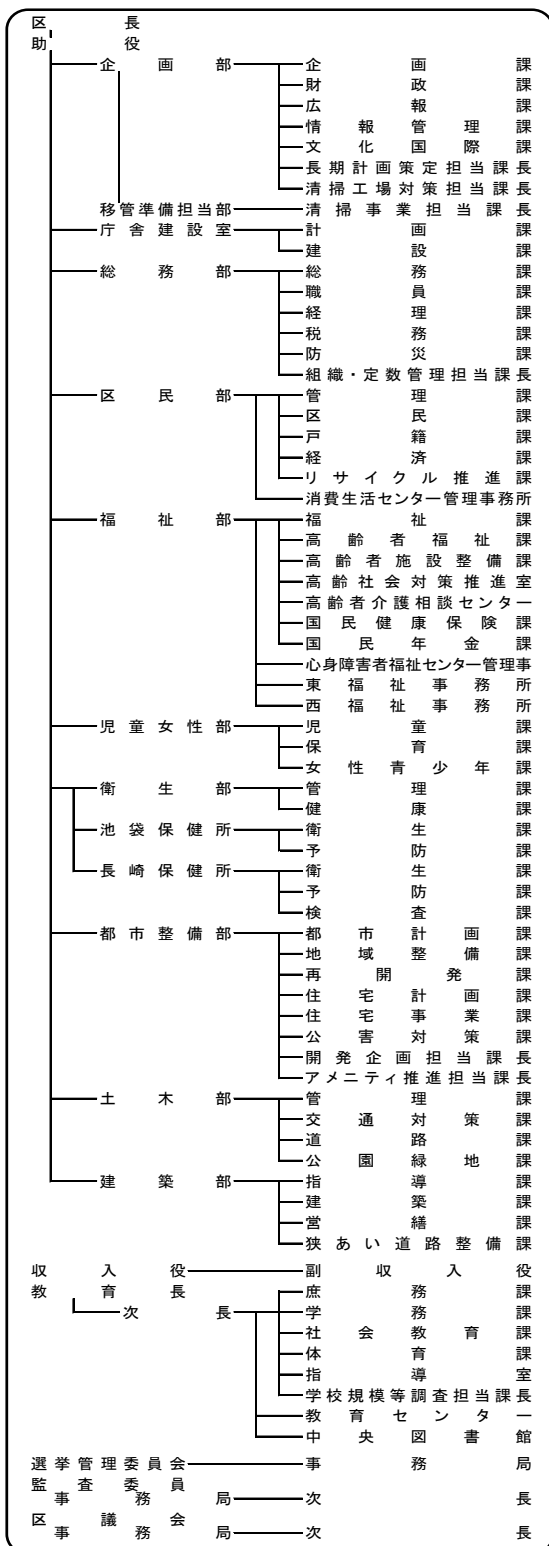


図 1-2 平成12年度組織図

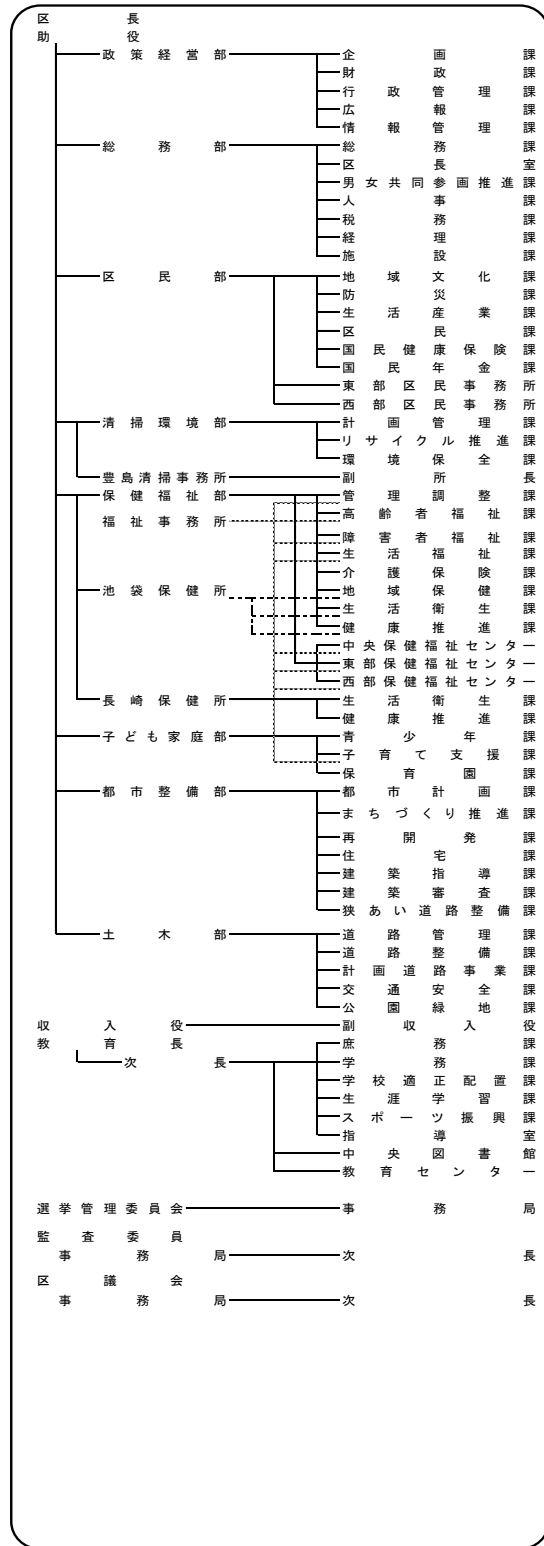


図 1-3 平成19年度組織図

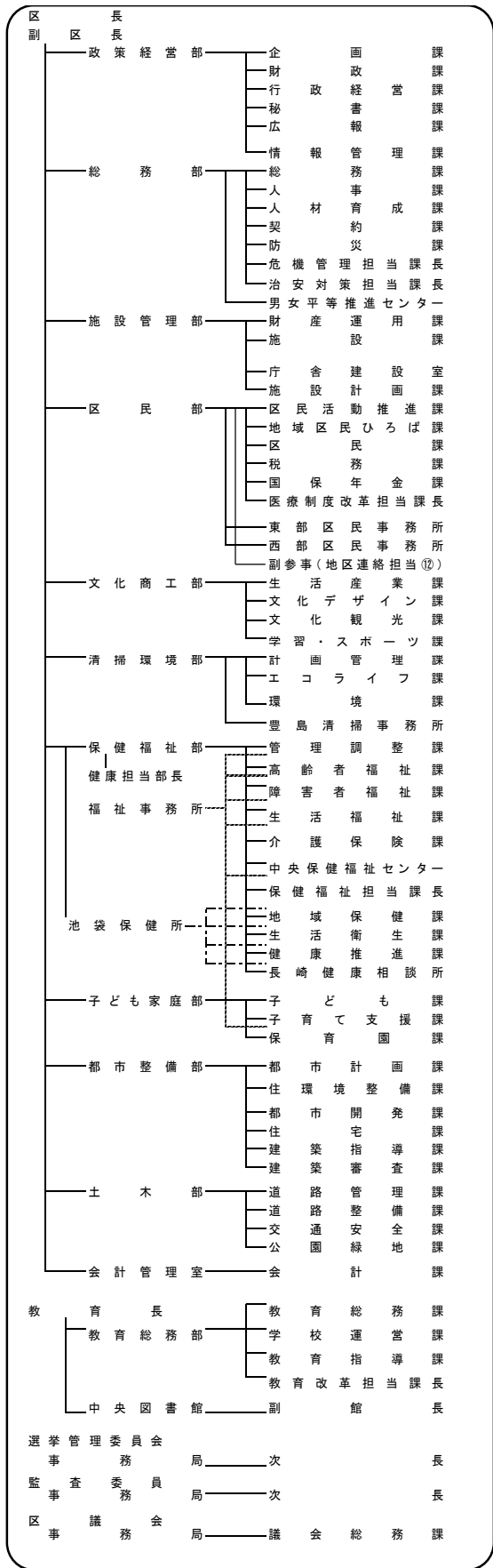


図 1-4 平成27年度組織図

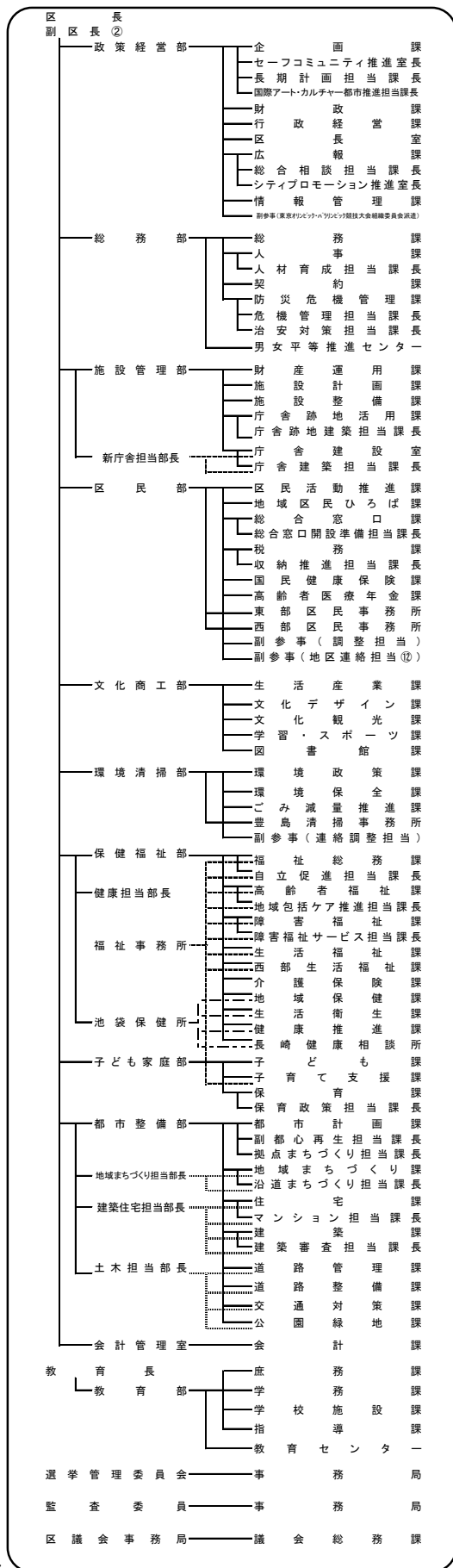


図 1-5 平成31年度組織図

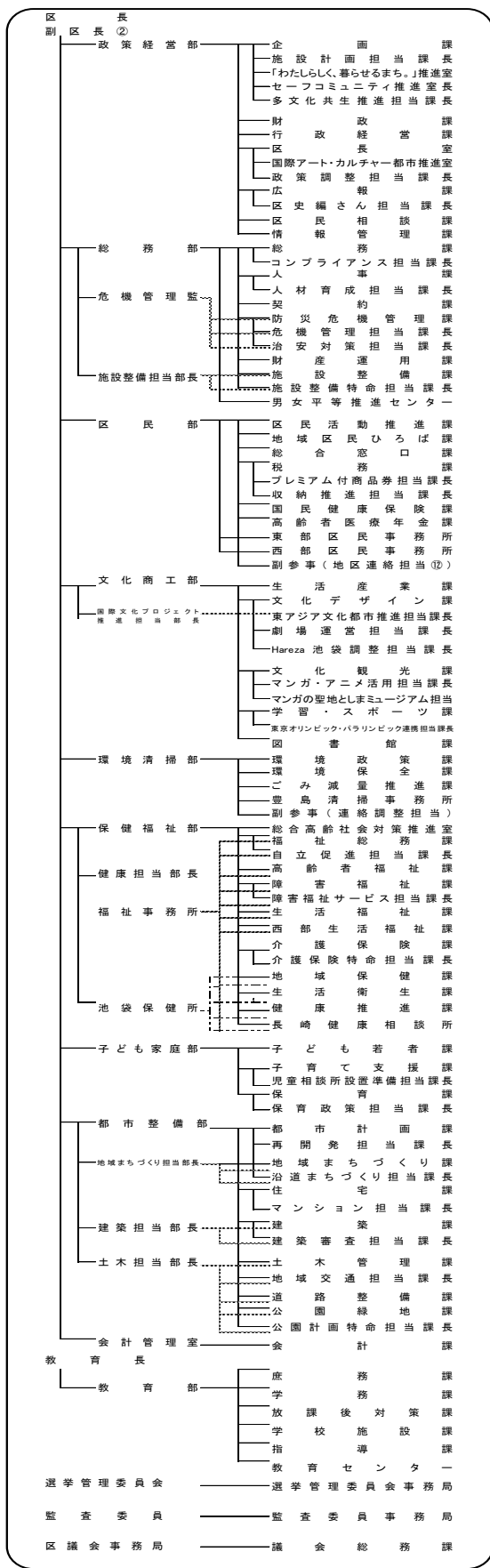
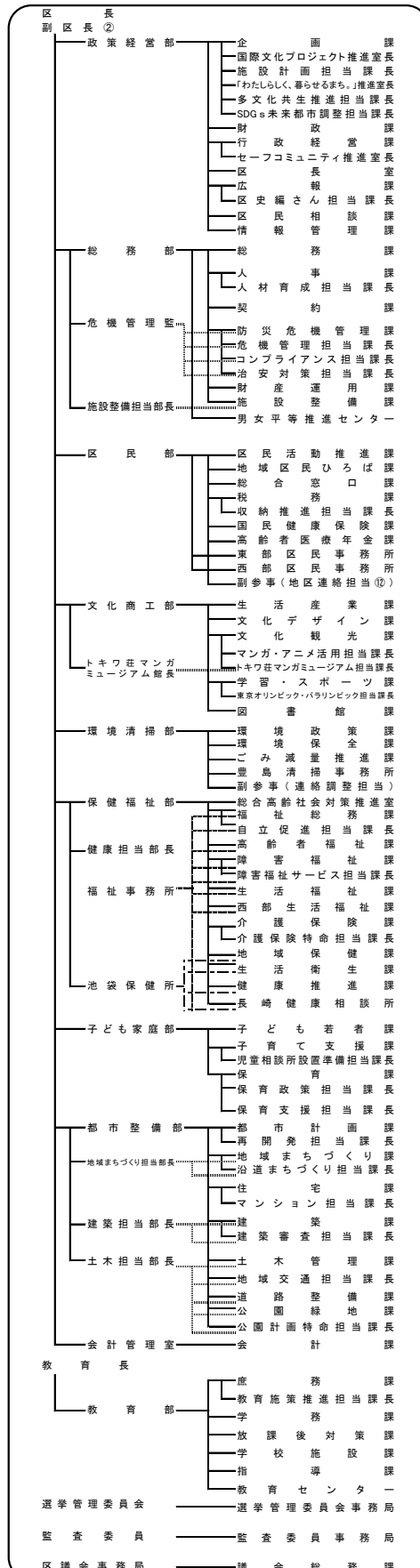


図 1-6 令和2年度組織図



(2) 組織数の推移

部の数は、大規模な組織改正のあった平成12年度から比べると施設管理部や文化商工部の新設などにより徐々に増加し、ここ数年間は、ほぼ横ばいとなっています。

課の数は、平成14年度に地域との連携強化を目的として、12地区（旧出張所管轄）に地区連絡担当副参事（兼務職）を新たに設置したことにより、12増加しています。それ以降も、国の法制度改正や新たな行政需要への対応などから担当課長を新たに設置しているため増加傾向にあります。

なお、部の数には担当部長、区議会事務局長及び会計管理者を、課の数には、担当課長及び副参事を、係の数には担当係長を含んでいます。グループ制¹⁾を導入している課については、係長の数を係の数として計上しています。

表1-2 部・課・係数の推移

年度	12	14	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2
部	14	15	19	20	22	21	18	19	19	20	21	21
課	64	76	87	86	88	94	98	95	99	101	105	102
係	361	353	339	340	336	336	330	325	325	334	337	336

※部数は担当部長を含む。課数はスタッフ職担当課長、地区連絡担当副参事（12）を含む（『組織と分掌事務』より）

図1-7 部数の推移

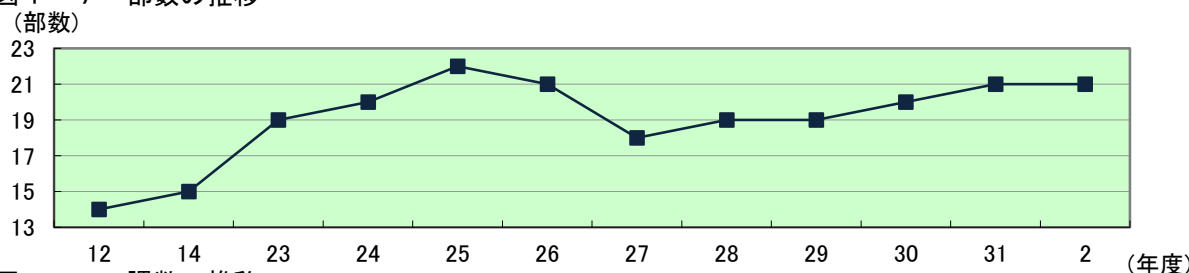


図1-8 課数の推移

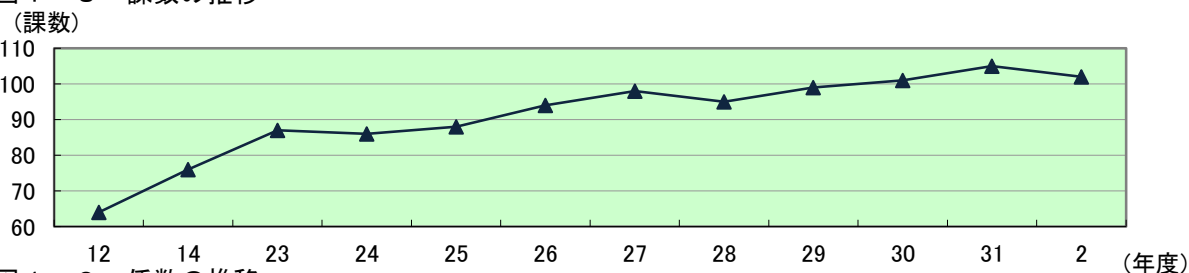
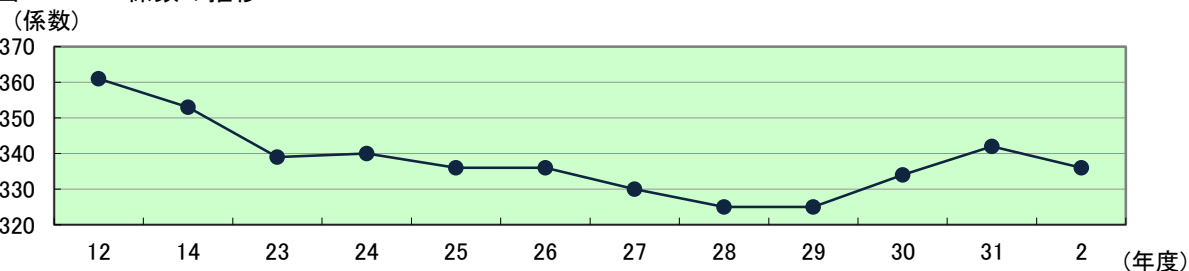


図1-9 係数の推移



1) 課の所掌する事務を係ではなくグループに割り振り、事務の割り振りと人員の配分を臨機応変かつ柔軟に変えられる制度

(3) 組織機構改革

豊島区自治の推進に関する基本条例第38条では、「区民に分かりやすく効率的であるとともに、区民の多様な行政需要及び行政課題の変化に迅速に対応できる行政組織の整備に努め、組織横断的で総合的な視点から行政運営を行わなければならない」と定めています。これまで、権限移譲型組織とトップマネジメント補佐機能の強化、係制の見直しなど、様々な組織に関する課題について検討を進めてきました。

迅速な意思決定や機動性の確保、サービスの供給に適した組織規模、そして権限と責任の明確化とアカウントビリティの確立を柱とした組織改革を進めています。

組織目標管理の活用や組織の大括り化の推進などの具体的な取り組み内容の進捗状況については、豊島区未来戦略推進プランで明らかにしています。

(4) 組織に関する基本方針

着実な行財政改革を推進するため、毎年度、各部署に対し組織及び職員定数の管理に関する基本方針を示し、簡素で効率的な組織体制の確立に向け、全庁的な取り組みを進めています。

① グループ制の導入

平成19年度より、業務の繁閑や新たな行政需要への柔軟な対応を目的として、グループ制を導入しています。実施にあたっては、2年間の施行実施期間を経て、平成21年度から本格導入となりました。

グループ制の導入により、課内の連携と協力体制の強化が図れるとともに、柔軟かつ機動的に職員や事務を割り振ることが可能となり、組織力が向上しています。

平成29年度は、グループ制試行導入から約10年の制度運用を踏まえ、「グループ制検討部会」を設置し、あらためてグループ制の効果を検証するとともに、今後の運用課題、より効果的な運用方法等の検討を行いました。

表1-3 グループ制の導入状況

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2
実施課	37課	38課	40課	39課	41課	49課	61課	61課	61課	61課	61課
導入率	50.0%	50.7%	54.1%	57.4%	60.3%	77.8%	95.3%	98.4%	98.4%	98.4%	98.4%

※課数はスタッフ職担当課長、地区連絡担当副参事(12)を含まない。

② スタッフ職担当課長制の導入

ライン組織として位置付けられている担当課長制を見直し、これまで担当課長付であった職員を本課に配置する「スタッフ職担当課長制」を平成25年度から導入しました。

これにより、本課の課長と担当課長、スタッフ等がより一体となって効果的に業務を進めることができるほか、重複する庶務事務の一元化等、より効率的な組織体制づくりを進めています。

表1-4 スタッフ職担当課長制の導入状況

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度
スタッフ職担当課長	14課長	21課長	19課長	25課長	27課長	31課長	28課長

2 定員管理

(1) 職員数の推移

「職員数」にはいくつかの捉え方があります。主なものとして、①条例定数、②予算人員、③財調人員、④現員数、⑤定員管理調査に基づく職員数、⑥豊島区定員管理職員数が挙げられます。ここでの職員数は、常勤職員（再任用フルタイム職員、育休任期付職員を含む）を指し、会計年度任用職員、再任用短時間職員等は除いています。

① 条例定数

地方自治法では、その最高限度を条例で定めるものとされています。条例定数とは、常勤職員を任用しうる数の限度を示したものであり、行政の目的を達成するための事務事業の執行に必要な職員数を条例で定めたものです。

② 予算人員

実際に事業を推進する上で、必要な職員の人件費を計上する際の基礎となる職員数です。具体的には、給与等の支払対象となる職員の数であり、地方自治法第252条の17に基づく他自治体への派遣職員など給与等の支払対象とならない職員は除かれます。

③ 財調人員

都区財政調整基準に基づき算定した職員数です。23区が自主的に定数管理を行うにあたり、その参考とするため、毎年度特別区に共通する定数基準を策定しています。

この基準は、職員配置の実態調査等に基づき、23区同一の考え方により標準的な職員数を算定しています。しかし、区によって区民サービスの重点の置き方や、それに伴う人員配置も異なることから、定数管理を行う上では、一つの参考、目安とされています。

④ 現員数

豊島区に任用された全ての職員数をいいます。その中には、派遣職員や退職者など豊島区職員定数条例（昭和52年条例第1号）第2条第2項²⁾に定める（いわゆる「定数外」）職員も含まれます。

⑤ 定員管理調査に基づく職員数

総務省が毎年度実施する「地方公共団体定員管理調査」の対象となる職員数³⁾をいいます。「④現員数」から地方自治法第252条の17に基づく派遣職員を除いた職員数です。全国一律の基準であることから、自治体ごとの職員数比較などに使われるとともに、実質的な職員数として利用されています。

⑥ 豊島区定員管理職員数

「⑤定員管理調査に基づく職員数」から育休任期付職員⁴⁾を除いた職員数で、区の基本計画など一般的に（本白書を含む。）使われる職員数です。

²⁾ 「派遣、退職、育児休業、公務災害休業、結核休業、6月以上の職務免除及び併任の場合の職員は、これを定数外とする。」

³⁾ 平成27年度より「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育長を除く。

⁴⁾ 「地方公共団体の一般職員の採用に関する法律」及び「地方公務員の育児休業に関する法律」に基づき任期を定めて採用される職員。

表 1-5 条例定数の推移

(単位:人)

年度	5	12	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2
条例定数	2983	2,883	2,053	2,053	2,053	2,053	2,053	2,053	2,053	2,053	2,053	2,053
増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

表 1-6 予算人員の推移

(単位:人)

年度	5	12	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2
特別職	4	5	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5
一般職	2969	2,817	1,992	1,962	1,946	1,943	1,941	1,938	1,929	1,928	1,952	1,973
合計	2973	2,822	1,996	1,966	1,950	1,948	1,946	1,943	1,934	1,933	1,957	1,978
前年度比	—	—	△ 24	△ 30	△ 16	△ 2	△ 2	△ 3	△ 9	△ 1	24	21

*特別職=区長、副区長(平成18年度まで助役)、収入役(平成19年度より廃止)、教育長、常勤監査委員(平成13年度~18年度は未設置)

表 1-7 財調人員の推移

(単位:人)

年度	5	12	23	24	25	26	27	28	29	30	31
財調人員	2640	2,541	1,965	1,984	1,931	1,904	1,847	1,824	1,819	1,810	1,813
前年度比	—	—	18	19	△ 53	△ 27	△ 57	△ 23	△ 5	△ 9	3

表 1-8 現員数の推移

(単位:人)

年度	5	12	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2
職員数	3108	2,908	2,042	2,011	1,996	2,003	1,995	1,996	1,992	1,995	2,001	2,030
前年度比	—	—	△ 25	△ 31	△ 15	7	△ 8	1	△ 4	3	6	29

*平成12年度には、都区制度改革に伴い、清掃業務従事職員191名が都から区へ派遣されたため。

表 1-9 定員管理調査に基づく職員数の推移

(単位:人)

年度	5	12	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2
職員数	3098	2,899	2,024	1,992	1,980	1,987	1,979	1,983	1,979	1,982	1,992	2,022
前年度比	—	—	△ 23	△ 32	△ 12	7	△ 8	4	△ 4	3	10	30

*24年度以降、自治法派遣職員のうち、被災地派遣職員は職員数に含む。

表 1-10 豊島区定員管理職員数の推移

(単位:人)

年度	5	12	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2
職員数	3098	2,899	2,013	1,980	1,970	1,973	1,970	1,971	1,970	1,973	1,985	2,013
前年度比	—	—	△ 25	△ 33	△ 10	3	△ 3	1	△ 1	3	12	28

*職員数は、各年度4月1日現在のもの

(2) 職層別職員数の推移

職層とは、職員の職を職務の複雑さと責任の度合いに基づいて分類したものです。

平成23年度と令和2年度の行政系職層別職員数を比較すると、管理職が12名、係長級（課長補佐、係長、主査）は34名増加しています。また、平成30年度の人事制度改正により、主任から係員への移行者が増えたため、主任が大幅に減少し係員が増加しましたが、平成31年度は、再び主任への昇任が増えています。

表 1-11 職層一覧

年度	12	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2
管理職	82	85	87	93	97	99	96	99	99	99	97
課長補佐	133	83	84	81	77	73	74	72	75	75	75
係長	248	239	243	234	239	238	233	246	251	261	271
主査	270	110	106	114	113	106	105	94	116	126	120
主任	813	887	897	873	856	834	799	786	637	686	695
係員	714	370	370	386	409	441	490	503	630	576	598
技能職	639	226	212	203	200	192	186	179	174	165	161
教員等	10	13	12	12	12	12	13	13	13	13	13
合計	2,909	2,013	2,011	1,996	2,003	1,995	1,996	1,992	1,995	2,001	2,030

図 1-10 職層別職員数の推移（各年度4月1日現在）
人

*平成30年度から総括係長は課長補佐、主任主事は主任、1,2級職主事は係員となった。

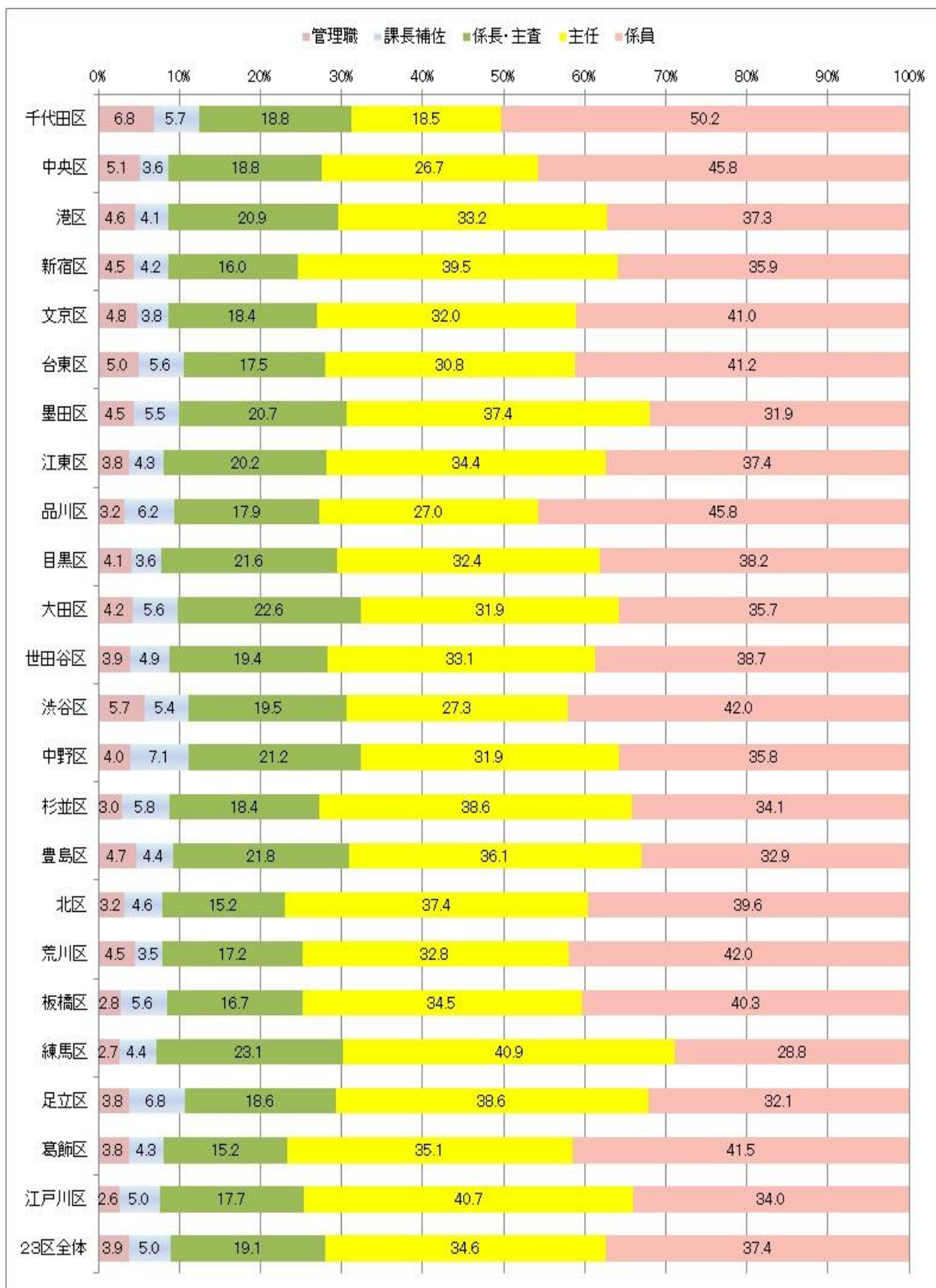
表 1-12 23区職層別行政系職員数（令和2年4月1日現在）

（単位：人）

区名	職層	管理職	課長補佐	係長・主査	主任	係員	合計
千代田区		58	48	159	157	426	848
中央区		62	43	227	322	552	1,206
港区		77	69	354	561	630	1,691
新宿区		101	94	362	895	813	2,265
文京区		71	57	272	474	608	1,482
台東区		78	88	275	485	648	1,574
墨田区		71	88	330	597	509	1,595
江東区		82	92	436	744	809	2,163
品川区		69	135	388	586	995	2,173
目黒区		68	60	356	534	628	1,646
大田区		147	196	794	1,118	1,253	3,508
世田谷区		172	216	851	1,451	1,697	4,387
渋谷区		85	81	291	406	626	1,489
中野区		69	123	365	550	616	1,723
杉並区		82	160	507	1,062	938	2,749
豊島区		80	75	369	610	557	1,691
北区		74	107	350	861	911	2,303
荒川区		64	49	243	465	595	1,416
板橋区		85	169	503	1,038	1,213	3,008
練馬区		98	160	838	1,483	1,045	3,624
足立区		114	206	561	1,162	967	3,010
葛飾区		89	100	354	817	965	2,325
江戸川区		78	149	523	1,206	1,006	2,962
23区全体		1,974	2,565	9,708	17,584	19,007	50,838
平均構成率		3.9%	5.0%	19.1%	34.6%	37.4%	—
豊島区の構成率		4.7%	4.4%	21.8%	36.1%	32.9%	—

本白書における特別区職員数の比較は、特別区人事委員会が発行する「特別区職員の構成」（令和2年4月1日現在）による。この職員数は、一般職に属する正規職員から、任期付職員、退職者、育児休職中の職員、指導主事、警視庁等派遣職員等を除いた職員数です。

図 1-1-1 23区職層別行政系職員数割合（令和2年4月1日現在）（単位：％）



*特別区人事委員会『特別区職員の構成』（平成31年4月1日現在）より

(3) 職種別職員数の推移

職種は、行政系（事務系、福祉系、一般技術系、医療技術系）と技能・業務系に分かれています。

平成23年度と令和2年度の職種別職員数を比較すると、行政系（事務系、福祉系、一般技術系、医療技術系）は65名の増員となっています。それに対し、技能・業務系は65名と大幅に減少しています。

表 1-13 職種別職員数の推移（各年度4月1日現在）

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2
事務系	924	912	920	933	961	973	985	998	1,021	1,041
福祉系	605	597	592	575	553	539	527	519	515	527
一般技術系	174	175	170	181	181	191	195	196	196	197
医療技術系	84	84	85	84	83	82	84	86	88	87
技能・業務系	226	212	203	200	192	186	179	174	165	161
職員計	2,013	1,980	1,970	1,973	1,970	1,971	1,970	1,973	1,985	2,013
増減	△ 25	△ 33	△ 10	3	△ 3	1	△ 1	3	12	28

図 1-12 職種別職員数の推移（各年度4月1日現在）

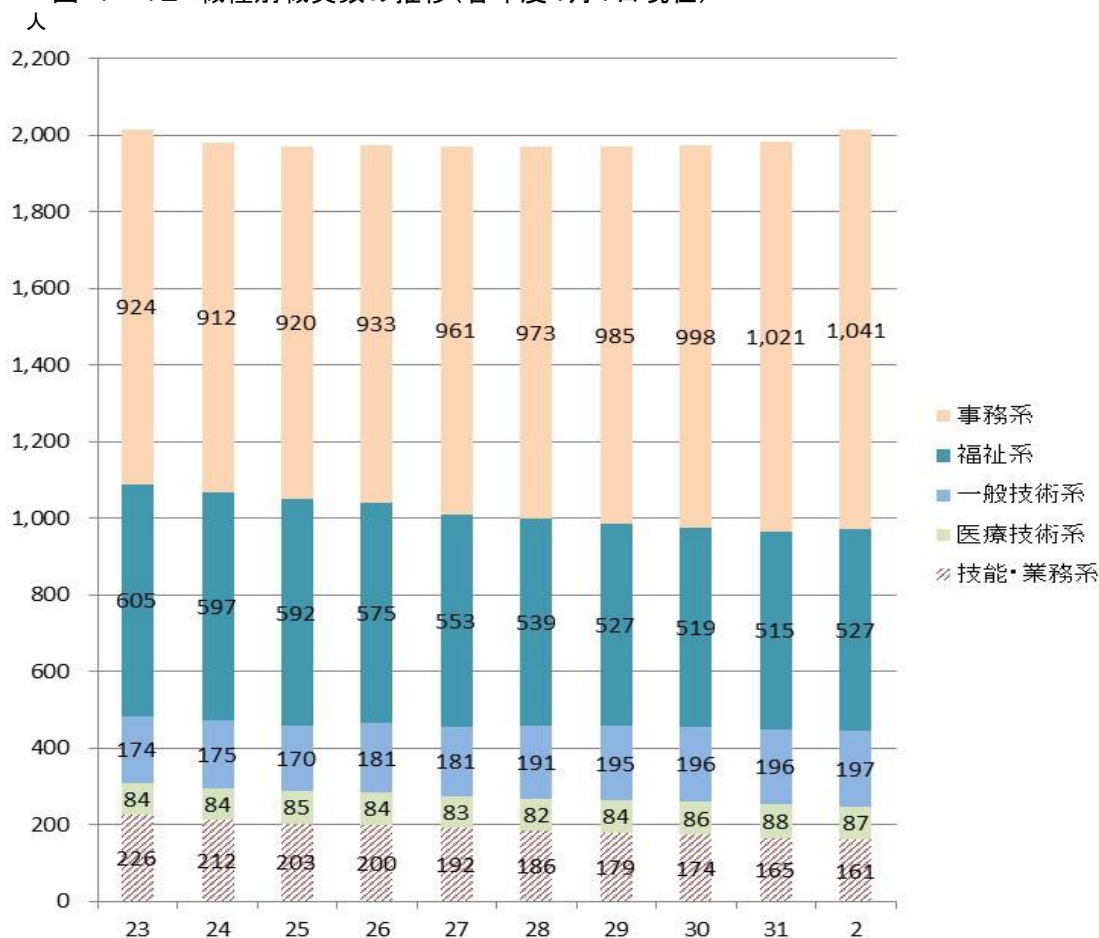


表 1-14 職務別職員数の推移（各年度4月1日現在）

職務名	年度	12	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2
	事務系	一般事務	1,139	887	911	899	907	920	948	959	971	984	1,007
	社会教育主事	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教員	指導主事	1	4	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4
	幼稚園教諭	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
福祉系	福祉	107	171	155	148	141	143	139	127	112	108	105	110
	保育士	550	406	407	407	411	400	384	383	382	375	371	374
	児童指導	124	38	39	38	36	30	28	28	32	33	34	36
	心理	5	4	4	4	4	2	2	1	1	3	5	7
一般技術系	土木技術	64	52	51	52	54	55	59	65	65	66	65	67
	造園技術	12	13	13	12	12	14	14	14	14	14	14	14
	建築技術	61	54	53	52	51	55	52	56	57	56	56	55
	機械技術	11	10	9	10	10	9	9	10	10	10	10	11
	電気技術	18	12	12	12	11	12	11	11	12	12	13	12
	化学技術	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保健衛生監視	18	18	16	17	15	16	16	16	16	18	18	18
	食品衛生監視	15	14	14	15	12	15	15	15	15	16	16	16
	学芸員	6	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4
医療技術系	医師	6	4	4	3	3	2	2	3	3	3	4	2
	診療放射線	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	歯科衛生士	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	理学療法士	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	作業療法士	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	検査技術	11	6	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	栄養士	13	10	10	10	10	9	9	9	10	10	10	10
	保健師	41	35	34	35	36	38	38	37	41	41	42	43
	看護師	37	28	27	27	27	27	26	25	24	24	24	24
	准看護師	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
技能系	自動車運転	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護指導	18	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	電話交換	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	警備	42	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般技能	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	作業Ⅰ	26	31	31	31	30	31	29	27	23	20	18	18
	調理	175	37	33	33	34	32	30	27	25	24	23	21
	用務	120	60	54	46	40	37	36	36	35	34	30	29
	環境技能	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	作業Ⅱ	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家庭奉仕	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自動車運転Ⅱ	—	18	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
	自動車整備	2	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1
	作業Ⅲ	—	87	83	81	80	79	77	77	77	77	76	75
業務系	一般事務(業務)	0	6	3	2	0	1	1	0	0	0	0	0
	一般業務	40	6	4	1	1	1	1	1	1	1	0	0
合計		2,899	2,038	2,013	1,980	1,970	1,973	1,970	1,971	1,970	1,973	1,985	2,013

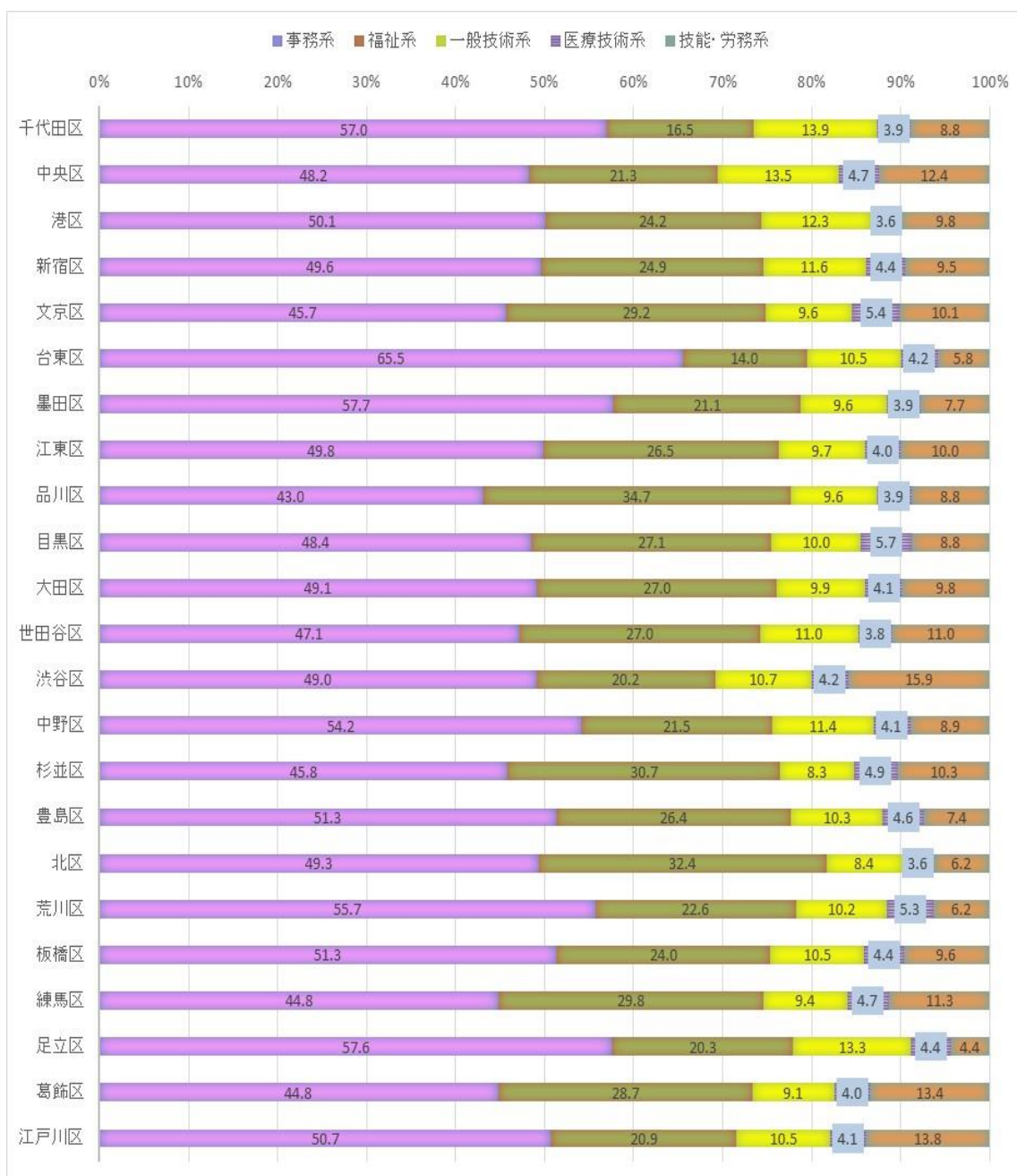
表 1-15 23区職種別行政系職員数（令和2年4月1日現在）

（単位：人）

区名	事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能・労務系	合計
千代田区	530	153	129	36	82	930
中央区	663	293	186	64	170	1,376
港区	939	454	231	67	184	1,875
新宿区	1,242	624	289	110	237	2,502
文京区	753	481	159	89	166	1,648
台東区	1,094	234	176	70	97	1,671
墨田区	997	365	166	67	133	1,728
江東区	1,197	636	233	97	240	2,403
品川区	1,025	826	228	94	209	2,382
目黒区	874	488	181	103	158	1,804
大田区	1,909	1,052	386	161	382	3,890
世田谷区	2,323	1,333	544	187	542	4,929
渋谷区	868	357	190	74	281	1,770
中野区	1,024	406	215	78	168	1,891
杉並区	1,405	940	254	150	317	3,066
豊島区	937	482	188	84	135	1,826
北区	1,211	796	207	89	153	2,456
荒川区	841	341	154	80	94	1,510
板橋区	1,709	800	351	148	321	3,329
練馬区	1,832	1,218	383	191	462	4,086
足立区	1,812	640	418	140	137	3,147
葛飾区	1,202	770	245	108	361	2,686
江戸川区	1,743	718	361	140	476	3,438
23区全体	28,130	14,407	5,874	2,427	5,505	56,343
平均構成率	49.9%	25.6%	10.4%	4.3%	9.8%	—
豊島区の構成率	51.3%	26.4%	10.3%	4.6%	7.4%	—

*特別区人事委員会『特別区職員の構成』（令和2年4月1日現在）より

図 1-13 23区職種別行政系職員数割合（令和2年4月1日現在） （単位：％）



*特別区人事委員会『特別区職員の構成』（令和2年4月1日現在）より

表 1-16 職種表

区分	職種	職務名	主な職務内容の表示
事務系	事務	一般事務	一般行政事務の職務
	法務	法務	法務に関する専門的事務の職務
	会計	会計	会計に関する専門的事務の職務
	社会教育	社会教育	社会教育主事(補)の職務
福祉系	福祉	福祉	福祉関係施設等における指導、育成、相談等の職務
		保育士	保育園における保育士の職務
		児童指導	児童館、学童保育クラブ、健康学園等の児童福祉施設等における指導、育成、相談等の職務
	心理	心理	心理に関する相談、指導等の職務
一般技術系	土木造園	土木技術	土木に関する計画、設計、工事・施工監督等の職務
		造園技術	造園に関する計画、設計、工事・施工監督等の職務
	建築	建築技術	建築に関する計画、設計、工事監督等の職務
	機械	機械技術	機械に関する計画、設計、工事、保守管理等の職務
	電気	電気技術	電気に関する計画、設計、工事、保守管理等の職務
	物理	物理技術	教育関係施設等における物理に関する調査、普及等の職務
	衛生監視	保健衛生監視	保健所、環境主管課等における監視、測定、分析等の職務
		食品衛生監視	保健所における食品衛生監視等の職務
		化学技術	清掃工場等における測定、分析等の職務
		学芸研究	学芸員の職務
医療技術系	医師	医師	医師の職務
	歯科医師	歯科医師	歯科医師の職務
	診療放射線	診療放射線	保健所等における診療放射線技師の職務
	歯科衛生	歯科衛生士	歯科衛生士の職務
	理学療法	理学療法士	理学療法士の職務
	作業療法	作業療法士	作業療法士の職務
	検査技術	検査技術	保健所等における検査等の職務
	栄養士	栄養士	栄養士の職務
	保健師	保健師	保健師の職務
	看護師	看護師	看護師の職務
	准看護師	准看護師	准看護師の職務
技能系	技能 I	自動車運転	庁有車の運転等の職務
		ボイラー技士	ボイラーの操作・管理及び冷暖房の維持管理等の職務
		介護指導	高齢者等の介護、介護に関する指導・訪問調査等の職務
	技能 II	電話交換	電話交換の職務
		警備	庁舎の巡視、学校の警備の職務
		一般技能	映写、照明、海技、質物鑑定の職務
		作業 I	土木作業又はこれに準ずる困難な職務、公害監視補助等の職務及び上記以外のその他の職務
	技能 III	調理	学校、保育園等の調理の職務
		用務	学校、保育園等の用務の職務
		学童擁護	学童擁護の職務
		環境技能	排水場管理、衛生害虫指導等の職務
		作業 II	施設等の維持管理及び上記以外のその他の職務
	技能 IV	家庭奉仕	ホームヘルプの職務
	技能 V	自動車運転 II	清掃事務所等における庁有車の運転等の職務
		自動車整備	清掃事務所等における庁有車の整備等の職務
技能 VI	作業 III	清掃作業等の職務	
	設備管理	清掃工場等における諸設備の保守管理等の職務	
業務系	事務(業務)	一般事務(業務)	事務の補助等の職務
	業務	一般業務	事務の補助等の職務

※6級職以上の場合は、職種による任用管理は行わない。

※『特別区職員の構成』より

(4) 職員の年齢構成

令和2年4月1日時点での職員の平均年齢は、再任用職員及び休職者を除いた現員数ベースで42.9歳となり、23区平均の41.4歳と比べて高い状況となっています。

ここ数年の傾向としては、定年退職者が増えている状況に合わせて新規採用者を多く採用していることにより、少しずつ平均年齢が下がってきています。

年齢構成では、採用氷河期世代といわれている、35歳から46歳の職員が極端に少ない構成となっていますが、これは平成17、18年度の職員採用ゼロ方針などにより、新規採用職員の抑制を行ったことが要因として考えられます。

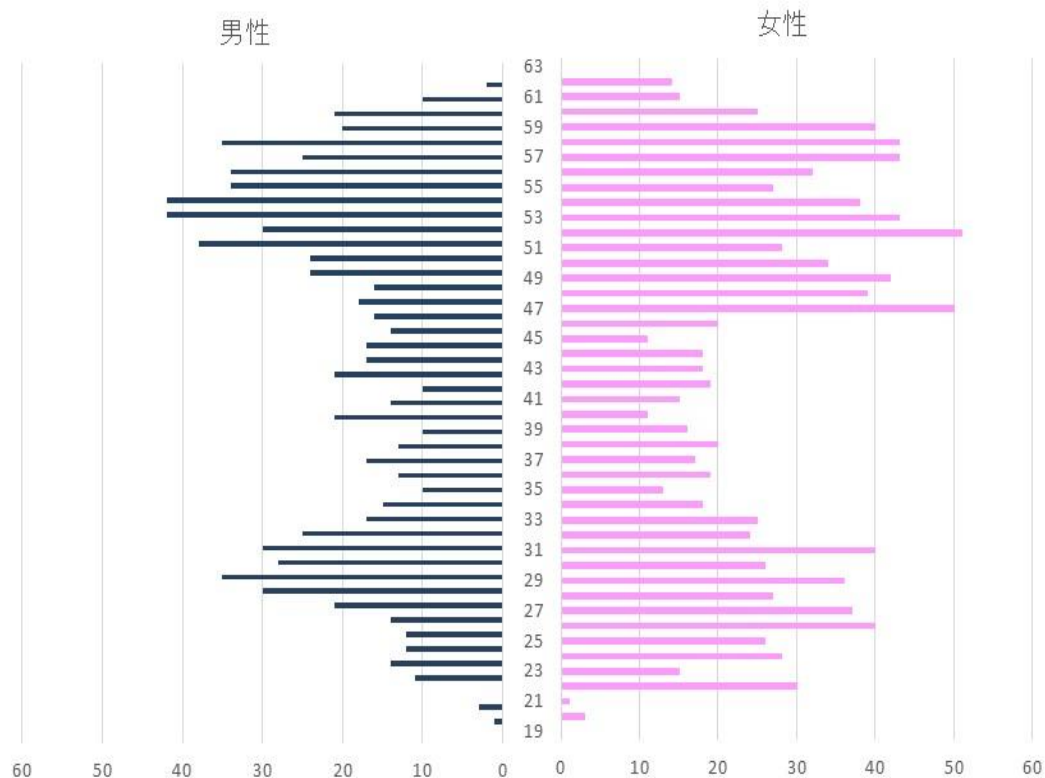
表 1-17 職員平均年齢の推移（各年度4月1日現在）

（単位：歳）

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度
豊島区	44.3	43.8	43.8	43.8	43.4	42.9
23区平均	43.2	42.9	42.6	42.3	41.8	41.4
23区との差	1.1	0.9	1.2	1.5	1.6	1.5

*特別区人事委員会『特別区職員の構成』（令和2年4月1日現在）より

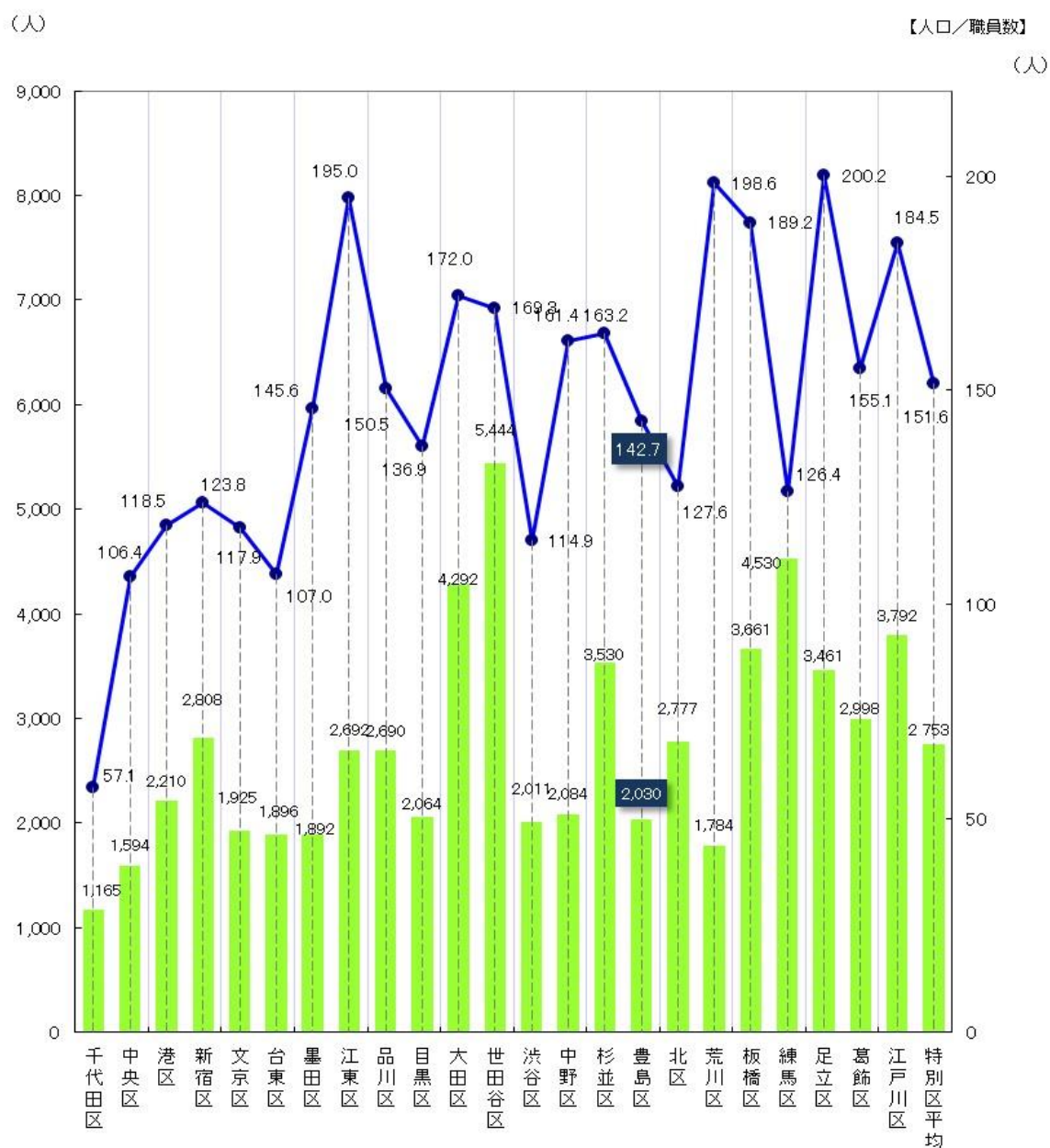
図 1-14 職員の年齢構成（令和2年4月1日現在）



(5) 定員適正化

職員数がピークとなった平成5年度以降、定員適正化を進め、正規職員は27年間で約3分の2にまで減少しています。この数年は、国際アート・カルチャー都市の実現に向けた文化事業の推進、子どもと女性にやさしいまちづくりの実現に向けた待機児童ゼロ方針等の女性と子ども施策の継続、児童相談所設置など新たな行政需要や人口増に対応した住民サービスなど、職員数が微増傾向にあり、令和2年度は前年比29人増となっています。

図 1-15 23区の職員数と職員一人当たりの区民数（令和2年4月1日現在）



* 職員一人当たりの区民数は住民登録者数を現員数で割ったもの。

表 1-18 23区職員数の推移（各年度4月1日現在）

（単位：人）

年度	5	12	26	27	28	29	30	31	2	2職員数の順位	5年度職員数からの削減率 E=D÷	削減率順位	12年度職員数からの削減率 G=F÷	削減率順位
区名	職員数 A	職員数 B	職員数	職員数	職員数	職員数	職員数	職員数 C						
千代田	1,416	1,398	1,069	1,073	1,090	1,100	1,112	1,125	1,165	23	△17.7%	15	△16.7%	17
中央	1,783	1,848	1,457	1,465	1,474	1,503	1,526	1,570	1,594	22	△10.6%	21	△13.7%	20
港	2,632	2,674	2,101	2,119	2,133	2,154	2,177	2,188	2,210	13	△16.0%	17	△17.4%	15
新宿	3,375	3,378	2,726	2,690	2,717	2,742	2,736	2,773	2,808	9	△16.8%	16	△16.9%	16
文京	2,235	2,266	1,815	1,817	1,823	1,834	1,837	1,876	1,925	19	△13.9%	20	△15.0%	19
台東	1,969	1,991	1,695	1,692	1,720	1,757	1,791	1,845	1,896	20	△3.7%	23	△4.8%	23
墨田	2,625	2,649	1,939	1,918	1,895	1,897	1,895	1,885	1,892	18	△27.9%	6	△28.6%	5
江東	3,718	3,646	2,755	2,773	2,756	2,751	2,720	2,715	2,692	10	△27.6%	7	△26.2%	9
品川	3,635	3,389	2,576	2,570	2,563	2,594	2,616	2,656	2,690	12	△26.0%	9	△20.6%	13
目黒	2,815	2,817	2,071	2,048	2,030	2,043	2,044	2,039	2,064	15	△26.7%	8	△26.7%	8
大田	6,362	6,170	4,358	4,264	4,224	4,217	4,213	4,239	4,292	3	△32.5%	3	△30.4%	2
世田谷	6,014	6,248	5,128	5,085	5,098	5,174	5,268	5,372	5,444	1	△9.5%	22	△12.9%	21
渋谷	2,882	2,808	1,846	1,847	1,857	1,920	1,961	1,988	2,011	17	△30.2%	5	△28.4%	6
中野	3,449	3,346	1,995	1,987	1,996	2,055	2,051	2,081	2,084	14	△39.6%	1	△37.7%	1
杉並	4,487	4,716	3,534	3,508	3,496	3,467	3,497	3,484	3,530	6	△21.3%	11	△25.1%	10
豊島	3,104	2,908	2,003	1,995	1,996	1,992	1,995	2,001	2,030	16	△34.6%	2	△30.2%	3
北	3,429	3,274	2,488	2,486	2,496	2,579	2,623	2,699	2,777	11	△19.0%	12	△15.2%	18
荒川	2,097	2,042	1,576	1,588	1,623	1,644	1,679	1,714	1,784	21	△14.9%	19	△12.6%	22
板橋	4,485	4,555	3,560	3,556	3,585	3,591	3,622	3,619	3,661	5	△18.4%	13	△19.6%	14
練馬	5,510	5,842	4,520	4,461	4,453	4,467	4,510	4,540	4,530	2	△17.8%	14	△22.5%	12
足立	5,086	4,872	3,458	3,382	3,359	3,356	3,398	3,448	3,461	7	△32.0%	4	△29.0%	4
葛飾	3,993	4,115	2,964	2,982	2,988	2,984	2,998	2,983	2,998	8	△24.9%	10	△27.1%	7
江戸川	4,481	4,987	3,682	3,654	3,653	3,669	3,715	3,743	3,792	4	△15.4%	18	△24.0%	11
合計	81,582	81,939	61,316	60,960	61,025	61,490	61,984	62,583	63,330		△22.4%		△22.7%	
平均	3,547	3,563	2,666	2,650	2,653	2,673	2,695	2,721	2,753		△22.4%		△22.7%	

※職員数は現員数の数値

（6）部局別基準定員数方式による定数管理

限られた人員の有効活用を図るとともに、部局内の創意工夫や優先度等を反映できる定数管理を実現するため、平成24年度より、これまでの各課個別査定による定数確定を見直し、部局の責任で部局別に表示された基準定員数を配分する方式に変更しました。

これにより、職場実態に即した執行体制の整備とともに、各部局が主体的に強化すべき分野への重点配分が可能となりました。

（7）人件費の推移

人件費とは、職員の給与をはじめ、区議会議員や非常勤職員の報酬、共済組合負担金などに支出される経費のことです。また、職員給とは、人件費のうち正規職員及び再任

用職員の給料や手当（退職手当を除く）に係る経費です。

人件費比率、職員給比率を平成23年度と令和元年度決算（普通会計）で比較すると、人件費比率は6.1ポイント、職員給比率は5.2ポイント減少しています。

図 1-16 人件費等の推移

(単位：百万円)



表 1-19 人件費等（普通会計）の推移

(単位：百万円)

	5年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
歳出決算額	101,340	98,926	101,198	102,046	129,284	135,620	125,520	115,150	128,292	142,426
人件費	25,355	21,070	20,530	20,123	20,327	21,224	21,770	21,864	21,948	21,647
職員給	19,579	13,850	13,519	13,227	13,122	13,309	13,032	13,090	12,903	12,552
人件費比率	25.2%	21.3%	20.3%	19.7%	15.7%	15.6%	17.3%	19.0%	17.1%	15.2%
職員給比率	19.3%	14.0%	13.4%	13.0%	10.1%	9.8%	10.4%	11.4%	10.1%	8.8%

※東京都総務局「特別区決算状況」

表 1-20 23区人件費（令和元年度普通会計決算）比較

（単位：千円）

	歳出総額	人件費	職員給	人件費比率	職員給比率
千代田区	55,961,131	10,807,624	7,011,556	19.3%	12.5%
中央区	98,299,968	15,371,389	10,006,327	15.6%	10.2%
港区	149,919,322	19,632,799	13,329,645	13.1%	8.9%
新宿区	146,142,692	26,630,694	17,499,317	18.2%	12.0%
文京区	110,333,028	19,537,586	11,223,111	17.7%	10.2%
台東区	104,147,276	16,931,064	11,465,554	16.3%	11.0%
墨田区	118,897,183	17,983,395	12,116,200	15.1%	10.2%
江東区	197,551,053	25,043,325	17,446,763	12.7%	8.8%
品川区	178,667,021	24,265,546	16,235,839	13.6%	9.1%
目黒区	102,809,237	20,418,817	12,909,923	19.9%	12.6%
大田区	275,540,482	41,366,403	27,710,086	15.0%	10.1%
世田谷区	316,695,177	53,323,800	33,777,184	16.8%	10.7%
渋谷区	100,786,380	18,292,147	12,420,044	18.1%	12.3%
中野区	141,505,341	19,989,711	13,992,663	14.1%	9.9%
杉並区	198,137,078	37,124,937	22,833,468	18.7%	11.5%
豊島区	142,425,684	21,647,204	12,551,856	15.2%	8.8%
北区	150,982,821	23,971,902	16,709,302	15.9%	11.1%
荒川区	97,980,489	16,399,696	10,359,535	16.7%	10.6%
板橋区	219,948,483	32,071,511	21,941,546	14.6%	10.0%
練馬区	264,703,844	42,826,604	29,373,245	16.2%	11.1%
足立区	285,257,396	36,892,639	23,390,024	12.9%	8.2%
葛飾区	197,055,909	28,228,224	17,974,672	14.3%	9.1%
江戸川区	262,524,755	34,111,539	23,080,683	13.0%	8.8%
合計	3,916,271,750	602,868,556	395,358,543	15.4%	10.1%

※東京都総務局「令和元年度 特別区決算状況」より

(8) 超過勤務手当の推移

超過勤務手当とは、正規の勤務時間を超えて勤務した者に支給する手当です。

本区では、平成28年5月に「ワークスタイル検討プロジェクトチーム」を設置し、業務の効率化をはじめとする職員の働き方の見直しを提案するなど、ワーク・ライフ・バランスを充実させるために様々な取り組みを進めてきました。

特に、超過勤務縮減については、超過勤務が多い課を対象とした緊急対策や、超過勤務時間数45時間を超える職員の報告の義務づけ、更には、19時一斉消灯や時差勤務の導入、テレワークの試行実施など、職場全体または職員個々の意識改革を中心とした取り組みを行いました。

その結果、平成28年度は、それまで増加を続けていた超過勤務手当額が前年度比14.0%減少しましたが、平成30年度以降は再び増加傾向にあります。

表 1-21 超過勤務手当の状況

(単位:千円)

年度	20	21	22	23	24	25
支給実績	387,171	495,697	485,841	565,839	555,965	553,903
職員一人当たり平均支給額	169	223	226	259	265	269

(上段から続く)

年度	26	27	28	29	30	元
支給実績	583,108	632,117	543,328	503,481	517,440	571,415
職員一人当たり平均支給額	281	308	265	247	254	281

※『豊島区人事白書』より

(9) 再任用職員制度及び会計年度任用職員制度

本区では、定年退職者の豊富な知識・経験に基づく公務能率の維持・向上を目的に再任用職員を採用しています。また、専門性が求められる業務については、会計年度任用職員を採用しています。

① 再任用職員について

ア 再任用職員制度とは

再任用職員制度とは、公務を定年退職等した者の能力や知識・経験を区民サービスの向上と行政の効率的な運営に活用するため、退職後も公務で採用する制度です。年金制度の改正がきっかけとなり、豊島区では平成13年に「職員の再任用に関する条例」を制定し、平成14年4月1日から任用が開始されました。年金制度における定額部分（基礎年金部分）の支給年齢が順次引き上げられたため、60歳代前半の生活を雇用と年金の連携によって支えるという地方公務員法の趣旨に基づいて導入されたものです。

イ 勤務形態

区における再任用職員の勤務形態には、フルタイム（正規職員と同時間勤務）と短時間（週31時間勤務）があります。再任用短時間勤務職員は勤務形態からみれば非常勤職員ですが、恒久的な職に就いて本格的業務に従事していることから、他の非常勤職員とは区別されています。本区での任用は、フルタイム勤務職員が105人、短時間勤務職員が72人となっています（令和2年4月1日現在）。

ウ 採用・期間

再任用の任期は1年間のため、毎年度選考による採用を行います。選考は、勤務状況や健康状態等を考慮して総合的に決定します。

エ 課題

平成25年度から令和7年度にかけて、特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢が60歳から65歳へ上げられることに伴い、フルタイム勤務の再任用職員が増加し、再任用短期職員の減少が予想されます。

今後は、再任用職員の採用見込みを的確に把握するなど、将来の職員構成を見据えた計画的な定員管理を行うことが必要です。

② 会計年度任用職員について

特別職非常勤の任用及び臨時的任用の適正化を確保するとともに、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等や期末手当が支給できないといった勤務条件上の課題を解決するため、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、新たに地方公務員法が適用される「会計年度任用職員」制度が導入されることになりました。

本区では、適正な任用及び勤務条件の確保並びに多様な人材の活用を一層促進していく観点から、現行の再雇用・臨時・非常勤職員制度を見直し、会計年度任用職員及

び特別職非常勤に関連する条例や規則を整備し、令和2年4月から会計年度任用職員制度を導入しています。

区では、勸奨等退職者のうち在職中の勤務成績が良好で、かつ、健康で働く意欲のある方を会計年度任用職員（一般事務補助エキスパート）として雇用しています。

この制度の活用により、長年にわたって培われた退職者の豊かな知識や経験を区政に活かしていくことで、区民サービスの向上等効率的な行政経営を目指しています。

再任用職員と会計年度任用職員（一般事務補助エキスパート）は、退職者が区の職員として区政に携わる点については同じですが、身分や勤務形態が異なります。

表1-22 再任用職員と会計年度任用職員（一般事務補助エキスパート職）の比較

	再任用職員	会計年度任用職員 (一般事務補助エキスパート)
身分	○地方公務員法第28条の4、5に基づく一般職	○地方公務員法22条2第1項に基づく一般職
対象	○定年退職者	○勸奨退職者
雇用期間	○1年間	○1年間
職務内容	○退職前と同様の職務	○在職中の知識及び経験を活用し、区の行政に関する業務
勤務形態	○週38時間45分(フルタイム)又は週31時間(短時間)	○月16日、一日7時間45分

ア 会計年度任用職員の任用状況

正規職員に非正規職員を加えた職員数は、平成22年度までは減少していましたが、平成26年度以降は微増となっています（表1-23）。

また、会計年度任用職員制度の導入により、これまで非常勤職員としてカウントしていなかった臨時職員が会計年度任用職員に位置付けられたことにより、令和2年度の職員が大幅に増加しています。一方、再任用短時間職員は、年金受給年齢の引き上げに伴い、再任用フルタイムを選択する職員が増えたため、平成23年度の162人から90人減少して72人となっています。

表1-23 職員数の推移（各年度4月1日現在）

（※調査を開始した平成12年度と平成23年度から10年間の状況を掲載）

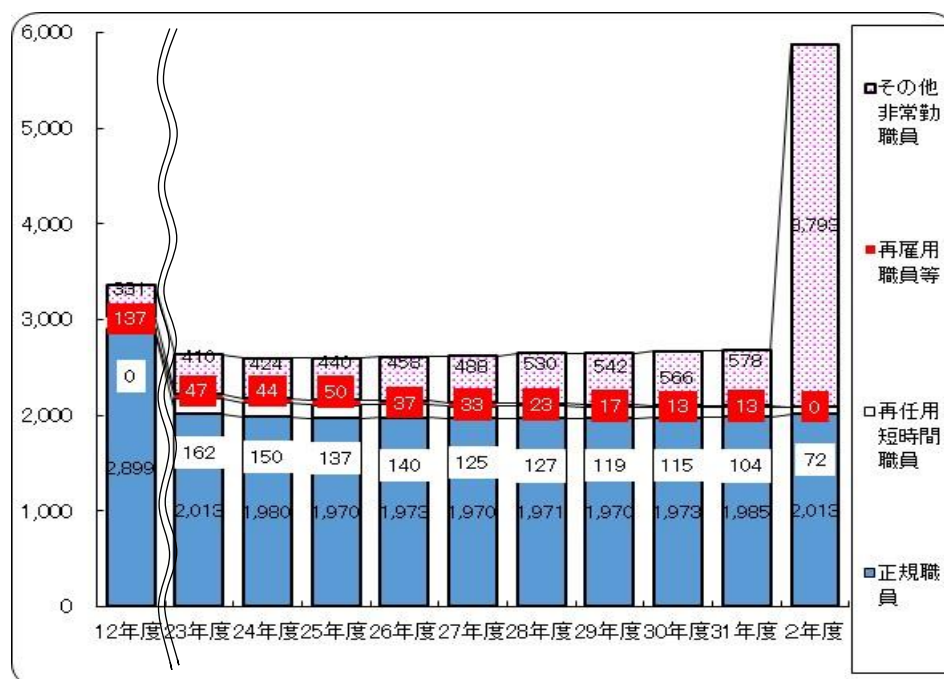
	12年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度
正規職員	2,899	2,013	1,980	1,970	1,973	1,970	1,971	1,970	1,973	1,985	2,013
再任用短時間職員	0	162	150	137	140	125	127	119	115	104	72
再雇用職員等	137	47	44	50	37	33	23	17	13	13	0
その他非常勤職員	331	410	424	440	458	488	530	542	566	578	3,793
合計	3,367	2,632	2,598	2,597	2,608	2,616	2,651	2,648	2,667	2,680	5,878

* 正規職員には、再任用フルタイム職員を含む。

図1-17 職員数の推移（各年度4月1日現在）

（※調査を開始した平成12年度と平成23年度から10年間の状況を掲載）

（単位：人）



イ 会計年度任用職員の課題と取り組み

多くの自治体では、正規職員と非正規職員（会計年度任用職員）が組み合わせられて組織が成り立っています。豊島区においても、専門的な知識や経験が必要な業務について、会計年度任用職員の活用を図っています。しかし、会計年度任用職員の任用については、各自治体間で処遇の設定が異なることや任用の長期化など、課題が指摘されています。

表1-24 会計年度任用職員の勤務形態、報酬等一覧（令和2年4月1日現在）

（単位：人）

職名	資格要件	勤務形態 (日/月)	勤務形態 (時間/日)	報酬 月額
区史編さん専門員	区の行政に係る知識及び編さん業務の実務経験を有する者	16	7.75	345,600
広聴相談専門員	区の行政について知識・経験を有するもの	16	7.75	221,713
法務専門員	弁護士資格且つ5年以上の実務経験	6	6	216,000
公文書等専門員	政治学、行政学、記録管理学等の大学院修士課程且つ実務経験1年又は国、自治体等で「公文書管理者」等の実務経験3年	16	7.75	234,331
一般事務補助	なし	15	6	94,561
一般事務補助(エキスパート)	令和2年3月31日時点で再雇用職員の職に任命されている65歳未満の者で令和2年4月1日以降も引き続き同一の職務内容での勤務を希望する者	16	7.75	208,100
保健師補助	厚生労働大臣の保健師免許を有する者	15	7.75	205,970
衛生監視補助	食品衛生監視員若しくは環境衛生監視員の資格を有する者又は自治体等での実務経験を10年以上有する者	15	7.75	221,142
チャレンジ就業員	愛の手帳所持者かつ豊島区障害者就労支援センターに登録していること等	16	6	100,866
防災指導員	消防職員として防災指導員の職務経験者	16	7.75	218,422
防犯指導員	警察官として防犯指導の職務に従事した経験を有する者	16	7.75	208,639
用地専門員	土地評価の専門的知識	16	7.75	208,639
男女平等推進センター指導員(学習)	大学卒業以上又は同等以上の者	16	7.75	223,359
男女平等推進センター相談員	高等学校卒業以上又は同等以上の者	16	7.75	223,359
受付・運営業務補助	なし	8	4	33,621
南池袋斎場管理員	基本的なパソコン操作ができること	16	7.75	229,759
南池袋斎場運営補助員	なし	10	6	63,040
町会相談員	区の行政について知識経験を有する者	16	7.75	226,651
国勢調査審査事務補助	統計法に基づく統計調査の調査員又は指導員の経験を有する者	不定	不定	1,050
区民ひろば推進員	保育士、保健師、看護師、准看護師等いずれか	16	7.75	208,639
区民ひろば支援員	なし	15	7.75	122,142
外国人住民通訳等業務	中国語又は英語に堪能で、通訳業務の経験があること	14	6	149,078
マイナンバーカード交付等業務	なし	132	7	80,902
特別区税調査員	国又は東京都の退職者のうち、租税業務経験者又は司法書士・税理士・ファイナンシャルプランナー等の資格を有する者	8	7.75	153,760
特別区税外国語対応相談員(中国語)	中国語又は英語に堪能で、通訳業務の経験がある者、特別区税の制度に理解と知識がある者	16	7.75	221,713
特別区税外国語対応相談員(ベトナム語)	ベトナム語又は英語に堪能で、通訳業務の経験がある者、特別区税の制度に理解と知識がある者	15	7	186,348
税務システム専門員	①基本情報技術者の資格を有する者 ②税制に関するシステム構築の実績があり、システム開発のチームリーダーとして部下の育成経験のある者	16	7.75	234,331
レセプト業務嘱託員	医療事務資格又は社会保険に係る実務経験等	16	7.75	208,639
国民健康保険外国語対応相談員(中国語)	中国語に堪能で国民健康保険制度に理解と知識があること、通訳業務の経験があること	16	7.75	221,713
国民健康保険外国語対応相談員(ベトナム語)	ベトナム語に堪能で国民健康保険制度に理解と知識があること、通訳業務の経験があること	15	7	186,348
後期高齢者医療業務嘱託員	医療事務資格又は社会保険に係る実務経験等	16	7.75	208,639
国民年金相談員	年金事務所・地方自治体等での年金関連業務従事経験者又は社会保険労務士	16	7.75	208,639
マイナンバー制度関係業務(東部)	なし	11	7	80,902
マイナンバー制度関係業務(西部)	なし	11	7	80,902
消費生活相談員	消費生活相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントのいずれか	16	6	249,600
消費生活啓発員	消費生活相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントのいずれか	16	7.75	215,222
金融相談員	東京信用保証協会の推薦書	14	7	238,000
学芸研究員	学芸員	16	7.75	215,222
生涯学習指導員	職務経験又は学芸員等(職務による)	16	7.75	208,639
資料整理補助員	基本的なパソコン操作ができること	10	7	77,161
館運営支援員(資格有)	学芸員	132	7.75	98,685
館運営支援員(資格無)	基本的なパソコン操作ができること	132	7.75	89,570
学芸業務調査員(資格有)	学芸員	144	7	97,238
学芸業務調査員(資格無)	基本的なパソコン操作ができること	144	7	88,257
生涯学習指導員	職務経験又は学芸員等(職務による)	16	7.75	208,639
図書館主任司書	司書資格及び図書館勤務経験5年以上	16	7.75	228,205
図書館司書	司書資格	16	7.75	215,222
図書館点字指導員	点字指導員または点字技能士の資格を有し、かつ、視覚障害1級及び3年以上の実務経験	16	7.75	210,285
業務補助	基本的なパソコン操作ができること	15	7	110,322
ごみ収集作業	健康状態が良好で意欲をもって職務を遂行すると認められるもの	240	7.75	215,656
ごみ収集作業(繁忙期対策)	健康状態が良好で意欲をもって職務を遂行すると認められるもの	11	7.75	118,610
福祉・医療中国語支援相談員	中国残留邦人等に理解が深く、公的機関において実務経験3年以上	16	7.75	221,713
社会福祉法人指導監査会計専門員	日本公認会計士協会東京会豊島会からの推薦がある者、社会福祉法人会計について必要な知識を有する者	不定	不定	3,871

職名	資格要件	勤務形態 (日/月)	勤務形態 (時間/日)	報酬 月額
訪問看護指導員	保健師、看護師、理学療法士、作業療法士のいずれか	16	7.75	243,747
介護予防による地域づくり推進員	保健師、看護師、理学療法士、作業療法士のいずれか	16	7.75	243,747
フレイル対策推進員	管理栄養士、栄養士	16	7.75	222,445
在宅介護指導員	介護福祉士、介護支援専門員、訪問介護員養成研修2級	16	7.75	208,639
高齢者福祉サービス相談員	社会福祉士、介護福祉士	16	7.75	208,639
高齢者実態調査集計補助	基本的なパソコン操作ができること	15	6	94,561
障害者就労支援専門員(チャレンジ雇用支援)	障害者就労支援の実務経験且つ社会福祉士等資格	16	7.75	223,359
障害者就労支援専門員(総合支援)	障害者就労支援の実務経験且つ社会福祉士等資格	16	7.75	223,359
精神障害者就労支援員	精神障害者就労支援の実務経験且つ精神保健福祉士	16	7.75	223,359
障害者相談支援員	障害者相談支援専門員又は同等の経験	16	7.75	223,359
発達障害支援相談員	下記のいずれか ①社会福祉士、保健師、精神保健福祉士、臨床心理士、臨床発達心理士 ②課程修了且つ実務経験3年	16	7.75	221,713
障害福祉指導検査会計専門員	日本公認会計士協会東京会豊島会からの推薦がある者、社会福祉法人及び就労支援事業会計について必要な知識を有する者	不定	不定	3,871
送迎バス補助員	なし	96	6	50,432
被保護者居宅生活安定化支援員	保健師又は精神保健福祉士	16	7.75	240,456
被保護者就労支援専門員	公共職業安定所での相談業務経験又は、社会福祉士等	16	7.75	240,456
被保護者資産調査員	年金事務所等において相談等の業務従事経験又は社会保険労務士	16	7.75	240,456
被保護者医療・介護業務専門員	福祉事務所における事務経験又は介護支援専門員等の資格取得者	16	7.75	211,930
被保護者資産活用管理支援員	地方自治体勤務経験者又は社会福祉制度に精通した者	16	7.75	240,456
生活保護業務支援専門員	警察官経験者	16	7.75	240,456
被保護者子ども・若者支援員	学校・児童相談所・社会福祉法人等いずれかでの相談援助経験が3年以上、又は通算して5年以上	16	7.75	221,713
被保護者居宅生活安定化支援員	保健師又は精神保健福祉士	16	7.75	240,456
被保護者就労支援専門員	公共職業安定所での相談業務経験又は、社会福祉士等	16	7.75	240,456
被保護者資産調査員	年金事務所等において相談等の業務従事経験又は社会保険労務士	16	7.75	240,456
被保護者医療・介護業務専門員	福祉事務所における事務経験又は介護支援専門員等の資格取得者	16	7.75	211,930
被保護者資産活用管理支援員	地方自治体勤務経験者又は社会福祉制度に精通した者	16	7.75	240,456
生活保護業務支援専門員	警察官経験者	16	7.75	240,456
被保護者子ども・若者支援員	学校・児童相談所・社会福祉法人等いずれかでの相談援助経験が3年以上、又は通算して5年以上	16	7.75	221,713
要介護認定審査専門員	保健師又は看護師	16	7.75	221,256
要介護認定調査員	保健師、介護福祉士、介護支援専門員、看護師	16	7.75	208,639
介護サービス調査員	介護支援専門員かつ実務経験1年以上	16	7.75	208,639
地域密着型事業所支援員	実務経験3年	16	7.75	208,639
公害保健非常勤職員	保健師又は看護師	16	7.75	242,376
保健事業支援員	保健師又は管理栄養士	16	7.75	222,445
保健事業支援補助	基本的なパソコン操作ができること	15	6	94,561
衛生監視補助	食品衛生監視員若しくは環境衛生監視員の資格を有する者又は自治体等での実務経験を10年以上有する者	15	7.75	221,142
非常勤栄養士	栄養士	16	7.75	222,445
助産師	助産師	16	7.75	243,747
放射線技師	放射線技師	16	7.75	215,953
地域精神保健相談員	①精神保健福祉士・保健師・看護師 ③精神科及び精神障害者施設等での相談事業等の経験者	16	7.75	221,256
非常勤歯科衛生士	歯科衛生士	16	7.75	222,445
助産師	助産師	16	7.75	243,747
保健師補助	厚生労働大臣の保健師免許を有する者	16	7.75	219,702
青少年支援専門員	青少年支援員経験5年以上かつ 教員免許・保育士・社会福祉士等	18	7.5	246,757
青少年支援員	教員免許・保育士・社会福祉士等	18	7.5	227,148
青少年支援補助(資格有)	教員免許、歯科医福祉士、保育士等	12	5	66,138
青少年支援補助(資格無)	なし	12	5	63,040
子ども若者支援ワーカー	下記のいずれか ①社会福祉士、臨床心理士、精神保健福祉士 ②実務経験3年	16	7.75	221,713
地域支援補助	保護観察対象で18歳以上概ね20歳までの者のうち、東京保護観察所の推薦があった者	15	6	94,561
ファミリー・サポート・センター事務局アドバイザー	社会福祉士・保健師・看護師・教諭・保育士等又は大学において教育学等を修了した者	16	7.75	208,639
家庭相談員	家庭裁判所調査官又は家事調停委員の経験且つ大学卒業程度又は経験3年以上	8	4	96,000
ひとり親・女性相談員	社会福祉士・臨床心理士又は地方公共団体等での相談業務経験3年	16	7.75	221,713
子ども家庭支援専門ワーカー	子ども家庭支援ワーカーと同等以上の職の実務経験を5年以上 (子ども家庭支援ワーカーと同等資格)	16	7.75	232,776
子ども家庭支援ワーカー	社会福祉士・保健師・看護師・教諭・臨床心理士資格又は学科修了又は実務経験	16	7.75	215,222

職名	資格要件	勤務形態 (日/月)	勤務形態 (時間/日)	報酬 月額
子ども家庭支援専門ワーカー(心理職)	子ども家庭支援ワーカー(心理)と同等以上の職の実務経験を5年以上	16	7.75	228,205
子ども家庭支援ワーカー(心理職)	臨床心理士又は心理学課程を修了	16	7.75	215,222
児童虐待対策コーディネーター	児童福祉司任用資格保持且つ実務経験を3年以上、又は警視庁の推薦がある者、又は臨床心理資格又は過程修了且つ臨床実務経験2年以上	16	7.75	255,700
弁護士(児童相談)	弁護士	4	4	96,000
児童虐待対応協力員	社会福祉士・保健師・臨床心理士資格等	16	7.75	221,713
福祉業務補助(資格有)	社会福祉士、保育士、保健師、看護師等	14	6	92,593
福祉業務補助(資格無)	なし	14	6	88,257
児童給付アドバイザー	保育士・教諭又は教育学科修了又は児童手当等の給付業務経験6か月以上	16	7.75	208,639
保育アドバイザー	保育士・教諭又は教育学科修了又は保育所入所に関する相談業務経験6か月以上	16	7.75	208,639
保育所管理作業員	大工職務に5年以上且つ統括的な立場での作業員管理経験	18	7	200,113
保育所作業員	大工職務に5年以上	16	7	168,298
保育指導検査会計専門員	下記のいずれか ①公認会計士 ②税理士	不定	不定	3,871
保育施設指導検査員	児童福祉事業に5年以上 指導検査経験者	16	7.75	208,639
短時間保育ヘルパー	保育士	13	4	89,564
保育所主任調理員	保育所調理員の実務経験を5年以上	18	7	225,847
保育所調理員	調理師、栄養士資格又は調理業務経験1年以上	18	7	212,004
保育所用務員	保育所等での用務実務経験1年以上	18	7	200,113
保育補助(資格有、無、経過措置)	なし	140	不定	169,599
調理業務補助	なし	80	不定	83,406
用務業務補助	なし	105	不定	109,470
土木技術補助	開発行為の許可及び土地区画整理事業の認可等について相当の知識及び実務経験を有している者	15	7.75	122,142
まちづくり専門員	まちづくり事業における相当の知識及び実務経験を有する者	16	7.75	226,651
住宅確保相談員	公的機関において相談業務経験1年以上	16	7.75	208,639
空き家活用専門員	宅地建物取引士、不動産取引に関する実務経験がある者	16	7.75	208,639
道路管理巡視員	警察推薦者	16	7.75	193,920
公園・児童遊園巡視員	警察推薦者	16	7.75	193,920
会計審査専門員	日商簿記2級又は日商簿記3級且つ経験3年以上	192	7.75	215,222
文化財保護専門員	学芸員資格且つ実務経験1年以上又は実務経験3年以上	16	7.75	215,222
ふくろう・みみずく資料活用専門員	学識経験を有する者	16	7.75	208,639
社会教育指導員	社会教育主事講習の修了者又は教員免許又は学芸員資格又は社会教育関係職に従事経験3年以上	16	7.75	208,639
セーフスクール支援業務補助	インターナショナルセーフスクールの認証取得に関する知識・経験を有する者	144	7	88,257
学校栄養士	栄養士	212	7	208,808
学校看護師	看護師且つ実務経験3年以上	不定	年1,488時間	1,783
幼稚園預かり保育指導員	保育士の資格を有し、幼稚園、保育所等での勤務経験を有する者	192	7.75	208,639
幼稚園特別支援指導員	保育士の資格を有し、幼稚園、保育所等での勤務経験を有する者	192	7.75	208,639
幼稚園特別支援補助	教員免許、幼稚園教諭・教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を取得していると認められる者	191	5	87,724
幼稚園預かり保育補助	教員免許又は保育士資格を有する者、子育て支援員に認定された者	131	5	60,166
幼稚園預かり保育補助(長期休業対応)	教員免許又は保育士資格を有する者、子育て支援員に認定された者	48	4	1,101
学校開放指導員	学校開放事業について理解と熱意があり、教育委員会が適任と認める者	18	7	217,021
学校開放管理員	なし	192	7.75	132,296
社会教育指導員	社会教育主事講習の修了者又は教員免許又は学芸員資格又は社会教育関係職に従事経験3年以上	16	7.75	208,639
スクール・スキップサポーター	下記のいずれか ①小・中学校教員、②保育士 ③臨床心理士または公認心理士、④看護師	16	7.75	237,439
学童指導専門員	5年以上の児童指導職の経験かつ 教員免許・保育士・社会福祉士等	20	7.5	274,174
学童指導員	教員免許・保育士・社会福祉士等	20	7.5	260,349
学童指導補助(資格有)	豊島区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条第3項に掲げる要件を備えている者であること。ただし、3、9、10号は除く	48	4	17,636
学童指導補助(資格無)	なし	48	4	16,810
子どもスキップ運営指導補助	放課後児童支援員認定資格研修修了者	16	7.5	132,276
幼稚園道徳育成指導員	幼稚園教諭、幼稚園、保育所等での実務経験を有する者	192	7.75	208,639
学校図書館主任司書	司書資格及び実務経験5年	192	7.75	228,205
学校図書館司書	司書資格	192	7.75	215,222
幼稚園非常勤講師	幼稚園教諭	192	7.75	222,262
授業づくり支援業務補助	小学校教諭又は中学校教諭、小学校又は中学校教育への理解・関心の高い者	176	7	161,464
スクールサポートスタッフ	学校教育、教員業務の負担軽減に理解がある者	126	5	55,160

職名	資格要件	勤務形態 (日/月)	勤務形態 (時間/日)	報酬 月額
部活動指導員	教員免許、学校・学校教育及び協議指導等の経験がある者	48	不定	96,000
校務支援員(小学校)	パソコンが使用できる者	8	6	50,432
小学校用務補助	なし	15	7	109,470
校務支援員(中学校)	パソコンが使用できる者	15	6	94,561
中学校用務補助	なし	15	7	109,470
校務支援員(幼稚園)	パソコンが使用できる者	165	7	101,128
特別支援学級指導員	教諭免許状又は特別支援学校教諭普通免許状	212	7	209,720
特別支援教育巡回相談員	特別支援教育課程修了又は臨床心理士・臨床発達心理士	16	7.75	221,713
主任教育相談員	特別支援教育課程修了又は臨床心理士、且つ実務経験 10 年以上	16	7.75	249,142
教育相談員	特別支援教育課程修了又は臨床心理士	16	7.75	237,439
スクールソーシャルワーカー	社会福祉士又は精神保健福祉士	16	7.75	248,800
日本語初期指導員	国等の検定試験等に一定の成績を修めた者	16	7.75	208,639
日本語指導員	日本語教育課程修了又は日本語教育能力検定合格	16	7.75	208,639
学級運営補助員	教員免許等を有する者	168	6	92,593
教育センター調査補助員	教員免許を有し、パソコン業務に精通している者	10	6	66,138
就学相談支援員	特別支援教育に関する経験を有し、任命権者が適任と認める者	15	7	165,134